

## 播磨町地域公共交通活性化協議会 事業内容等について

### 1. 地域公共交通活性化協議会（法定協議会）について

#### （1）背景

地域の暮らしや産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりに欠かせないのが、公共交通をはじめとする「移動」ですが、近年の少子高齢化の進展による人口減少に伴い、公共交通の維持確保が容易ではなくなってきています。

このような背景のもと、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下、「活性化再生法」という。）が施行され、地方公共団体における「地域公共交通計画」策定の努力義務化、「地域公共交通計画」と乗り合いバス等の運行費国庫補助の連動化等が定められました。

これらを受け、播磨町では、町全体の持続可能な運送サービスの確保を図るための方針や具体的な方策などを示す計画「播磨町地域公共交通計画」を令和5年度に策定し、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの確保を目指します。

なお、策定にあたっては活性化再生法第6条に基づき法定協議会を設置する必要があります。

#### （2）位置付け

法定協議会は、活性化再生法に基づく、地域公共交通計画作成及び実施に関して必要な協議を行う協議会です。播磨町においては、地域公共交通会議を設置し、生活交通に関する協議を行ってききましたが、法定協議会設立に当たり、これまでの地域公共交通会議を再編し、法定協議会に必要な構成員を加え、法定協議会とします。

播磨町地域公共交通活性化協議会設置要綱の施行に伴い、現行の播磨町地域公共交通会議設置要綱を廃止します。なお、内容については、現行の播磨町地域公共交通会議の規定及び所掌事務を踏襲しつつ、法定協議会の所掌事務を新たに追加する形とします。

	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会 (法定協議会)
根拠法令	道路運送法施行規則（第9条の3）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）
主宰者	地方公共団体（市町村（複数可）又は都道府県）	地方公共団体（市町村（複数可）又は都道府県）
目的	・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要とな	・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議

	る事項の協議を実施・地域の交通計画を作成（任意）	
対象となる交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送	左記に加え、多様な交通モード
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長</li> <li>・一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体・住民又は旅客</li> <li>・地方運輸局長</li> <li>・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</li> </ul> <p>【必要に応じて次に掲げる者を構成員として加えることができる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、道路管理者及び都道府県警察</li> <li>・学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体</li> <li>・関係する公共交通事業者等、自家用有償旅客運送者、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者</li> <li>・関係する公安委員会及び住民、高齢者や障害者を含む地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者</li> </ul>

## 2. 地域公共交通活性化協議会（法定協議会）の協議事項

地域公共交通活性化協議会で行う協議事項は、従来の地域公共交通会議における乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項に加え、法定協議会において協議を行う地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項です。

なお、地域公共交通計画作成に係る経費への国庫補助の交付対象は、法定協議会であるため、法定協議会名義の口座を開設し、独自会計により会計処理を行います。

## 3. 地域公共交通計画について

地域公共交通計画とは、原則としてすべての地方公共団体において策定することとなった、地域交通に関するマスタープランとなる計画です。地域の移動手段を確保するために、地方公共団体が中心となって、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら策定します。

令和4年度及び令和5年度は、主に「播磨町地域公共交通計画」の策定を、以下のスケジュールで行うこととしています。

日程	項目
令和5年 3月	①活性化協議会開催 ・協議会について ・事業計画及び予算について
4～5月	地域公共交通計画策定事業者プロポーザル実施
6月	②活性化協議会開催 ・アンケート調査内容について
7月	アンケート調査実施
9月	意見交換会 ・各コミセンで実施
11月	③活性化協議会開催 ・地域公共交通計画（素案）について
1月	④活性化協議会開催 ・地域公共交通計画（案）について
2月	地域公共交通計画（案）についてパブリックコメント実施
3月	⑤活性化協議会開催 ・地域公共交通計画完成